

2022年度税制改正提言



新経済連盟

Japan Association of New Economy

2021年5月19日

0. はじめに

- コロナ禍で日本の「デジタル敗戦」が明らかになる一方、**グローバルでの経済のメインプレイヤーは劇的に変化**しつつあり、日本にとっても正念場
- 現在の「税制」は既存の産業構造や行政の縦割りを前提としており、租税特別措置を継ぎはぎするような弥縫策が多い。**新しい社会を先取りするような政治主導の税制改革が必須**（一昨年のオープンイノベーション税制や昨年のDX税制が好例）
- 本提言では、聖域なく税制のあり方に関する提案を行う。コロナ禍からの復興が、すなわち新しい社会の到来に繋がるよう**税制の力で日本をドライブ**していくことが重要

0. 目次

1 税制全般について

2 本則に関する提言

3 租税特別措置に関する提言

0. 全体の見取図

1

全般

- 税制のあり方をゼロベースで見直し
- 情報公開の徹底

2

本則

- 国内外の課税のイコールフットィングの確保
- 所得税・相続税等の抜本見直し
- 新しい働き方に対応した税制の見直し

3

租特

イノベーション

- オープンイノベーション税制の拡大
- スタートアップ向けインセンティブ報酬の拡充
- 研究開発税制の見直し
- 租税特別措置の適用要件の見直し

デジタル・人材

- デジタル人材育成税制
- 教育投資税制創設
- AI税制・暗号資産関連税制創設
- 外国人材に対する税制の見直し
- 税制プロセスのデジタル化

コロナ問題を契機とした新たな国づくり

- 医療・物流・通信システム革新税制
- 社会的投資減税
- コロナ禍を契機とした共助のための税制

1 税制全般について

2 本則に関する提言

3 租税特別措置に関する提言

1-1. 税制全般について ー基本的考え方ー

コロナ禍によるデジタル化の急速な進展や社会構造の変化等、抜本的な社会変革を迫られる中、**税制のあり方もゼロベースで検討**する必要

● 本則

- 法人税・所得税など**新しい社会のあり方にふさわしい形で見直し**

● 租税特別措置

- 既存の産業構造や行政の縦割りを前提としており、**既得権益化**
 - 例えば研究開発税制はハード中心のモノづくりを引きずっておりソフトウェア開発やオープンイノベーションを進める企業にとって、むしろ足かせに
- 新しい時代に必要な分野に**資源配分の見直し**を図るとともに、**予算措置との垣根を低く**し、両者を一体運用できるよう見直すべき

1 - 2. 税制全般について ー情報公開の徹底ー

- 海外では国民の納税申告書の個票や匿名化されたデータを政策評価等に柔軟に利用しているが、日本では国税当局内にとどまる
※2014年3月11日、日本経済新聞「経済教室」（上村敏之関西学院大学教授）参照
- また、予算と税の関係についても、例えば米国の租税支出（減税措置に伴う減収額）は予算の一部として議会に提出され一体的統制・運用を図っているのに対し、日本ではそれらが十分ではない
※日本の租税特別措置における減収見込等は不明瞭のものもあり、また予算審議に際して税制の資料は参考資料としての提出のみ
※同じような予算と税が存在しても、メリデメの検証等が不十分で効果の最大化に疑問
- 政策評価の推進や租税特別措置の透明化に向けて、
 - **納税申告書**について**政策評価等一定の条件の下で政府内で利用**（例：登録された行政機関の職員及び研究者に限定）し、ファクトベースの行政を推進
 - アメリカのように**予算と税の一体的運用**を図ることで公共支出全体をメリハリのあるものに

1 税制全般について

2 本則に関する提言

3 租税特別措置に関する提言

● 税制の見直しを考える上での原則

- 税制の基本原則である「**公平・中立・簡素**」に忠実に
- 「プロセス重視」のみならず「**結果に報いる**」の視点も
- 時代の変化や国際的な潮流に合わせた「**イコールフッティング**」
- 税制を使った**産業政策**により国を導くという視点

● 小手先の租税特別措置よりも本則の見直しがまず重要

- **所得税、相続税**などの見直し

● 特にイコールフッティングや新しい社会のあり方にふさわしい形で以下が必要

- **企業間の公平な競争環境**を促す国内外の課税のイコールフッティングの確保
- **新しい働き方**などに対応した税制の見直し（退職金税制等の見直し、テレワーク税制、配偶者控除見直しの検討など）

2-2. 国内外の課税のイコールフットティングの確保（1）

① 法人税

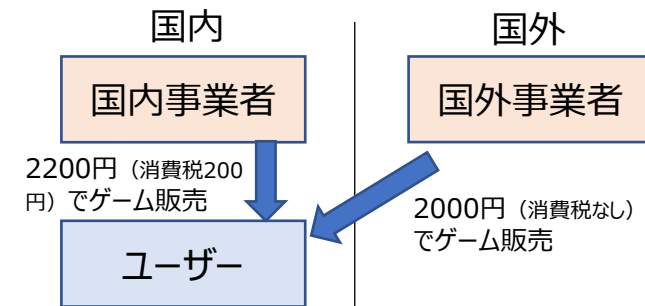
- 海外デジタルプラットフォーマーが日本企業やユーザーから創造した**価値への課税が不透明（合同会社形態で情報開示が不十分など）**。そうした企業が安い税率の国で納税すると競合する**日本企業は不利**

<参考：法人税負担率の比較>

- ✓ 伝統的E U企業は20.9%に対し、国際的なデジタル企業は8.9% ※欧州委員会試算
- ✓ 法人税の課税漏れは約35億ポンド（約5,000億円） ※英財務省2016 - 2017年

② 消費税

- 消費者向け電気通信利用役務（ゲーム、電子書籍、映像、音楽等の配信）を提供する場合、国内外事業者問わず消費税の納税義務があるが、**国外事業者からは納税されていないケースあり**



③ 特定同族会社への海外子会社からの配当金等に関する課税のあり方

- グローバルなキャッシュマネジメントも困難にしており、海外企業とのイコールフットティングを阻害

④ 株式対価M&A

- さらに利用範囲を拡充することが必要

2-2. 国内外の課税のイコールフットディングの確保（2）

具体策

① 法人税

- 海外企業が**日本の企業・ユーザーから創造した価値には日本サイドが課税**し、課税のイコールフットディングを確保
- 法人税の**実効税率を20%程度まで引き下げ**
- 「日本の税率を適用した場合の推計値」と「現実の課税額」の差額を把握するため、財務省が**外国勢のタックスギャップを試算し毎年公表**

② 消費税

- 国外事業者に対する執行強化等

③ 特定同族会社への海外子会社からの配当金等に関する課税のあり方

- **海外子会社からの配当金については留保金額に不算入とするなどの措置**
- そもそも本来の目的は個人事業者が法人成りした場合の所得課税と法人課税の不均衡の是正だが、中小企業が平成19年度改正で対象外になっており、パススルー課税のあり方も含めた検討が必要

※諸外国においても事例は少ない。米国では、内部留保を活用した事業計画の提出等により免除

④ 株式対価M&A

- 金銭対価と混合で利用する場合の金銭割合**上限20%を撤廃**

2-3. 所得税・相続税等の抜本見直し

趣旨

- アントレプレナーシップを持つイノベータータイプな人材を輩出していく観点から、税制全体を見直していくことが必要
- チャレンジへのインセンティブや頑張った人が報われる社会への呼び水となるよう、所得税・相続税などの見直しが必要
- さらには、優秀な外国人材を日本に呼び込むため、外国との水準も考慮にいれるべき

具体策

- 現在55%の所得税の**最高税率（地方税率含む）の見直し**
- 相続税の引き下げ 等

2-4. 新しい働き方に対応した税制の見直し（1）

趣旨

- 働き方が大きく変わっていく中で、個人の働き方に係る税制も時代の変化に合わせた見直しが必要

具体策

- **退職金課税の見直し**
 - 新しい産業構造へと移行し、個々人のスキルのアップデートが不可欠である中、終身雇用により有利な現行の退職金税制は労働市場の流動性を阻害
 - 長期に雇用された人に有利な**退職所得控除や1／2課税ルール**は見直していくべき
- **フリーランスや学び直しに対する制度の導入**
 - フリーランスという選択肢が広がる中で、**法人対比不利な損失繰越制度を拡充（3年⇒10年など）**
 - また、仕事を辞めて大学における学び直しを行う人などに対して、前年に要した資格取得費等を**就職後の給与所得から控除可能に**

2-4. 新しい働き方に対応した税制の見直し（2）

具体策

- テレワークの増加を受けて、給与所得者が自ら出費した以下の費用について **所得税の特定支出控除または医療費控除**の対象化
 - テレワークのためのモニター・PC関連の導入
 - 通信費用の増額分
 - Zoomなどテレワーク関連費用
 - ベビーシッター費用
 - テレワークを行う場所における費用
- ※ 在宅勤務に係る会社が負担して従業員に給付する手当が給与として課税されない旨の通達が昨年12月に発出。なお、本提案は、会社の負担でなく給与所得者が負担する費用に関するもの

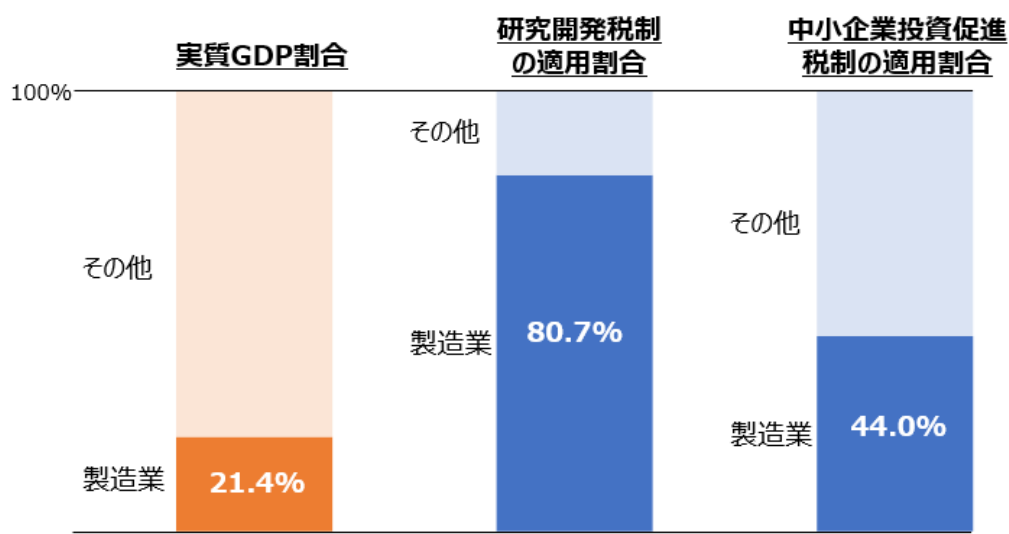
1 税制全般について

2 本則に関する提言

3 租税特別措置に関する提言

3-1. 租税特別措置に関する提言 ー総論ー

- 現在の租税特別措置はハード中心のモノづくりを引きずっており、**産業構造の変化に対応すべく、抜本的に見直す必要**
- また、**税制と予算・補助金、その他金融的支援との役割分担**やメリデメを念頭においた上で（下図参照）、的確にターゲットを設定し、行政の縦割りを排して両者を一体的に構築・運営すべき



	租税特別措置	補助金
行政コスト	小さい	大きい
申請者コスト	小さい	大きい
行政の恣意性リスク	小さい	大きい
赤字企業	利用できない	利用できる

（出典）財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」

* 特別控除に限る。税額控除は製造業が32.6%

3-2. 租税特別措置に関する提言 ー各論ー

- 第一に、**イノベーションを促進**する観点から、スタートアップの支援や研究開発税制を拡充
- 第二に、**デジタル環境整備・人材育成**を推進していく観点から必要な税制を創設
- 第三に、**コロナ問題を契機とした新たな国づくり**のために必要な税制を整備

3-2-①. オープンイノベーション税制の拡大

趣旨

- 現行の制度では、CVC等がスタートアップ企業の株式を1億円以上取得する場合、取得価額の25%を所得控除
- 本制度の対象となるのは、主に企業規模が比較的大きく数年後に上場を見据えているようなスタートアップ。こうした**スタートアップがオープンイノベーションを進める**という意味では現行の制度には意義
- 一方、事業の初期段階である**シードラウンドやシリーズAラウンドのスタートアップの母数は十分とはいえず**、しかも**現在の制度では事実上対象外**

具体策

- **オープンイノベーション税制にシード・アーリー期の枠を創設**
- 具体的には、シード・アーリー期として一定の要件を満たすスタートアップに対する出資について、**出資額の要件を緩和しつつ（1000万円等）、所得控除の割合を増加（25%→100%等）**

3-2-②. スタートアップ向けインセンティブ報酬の拡充

趣旨

- スtockオプションによる役職員の企業価値向上のインセンティブ機能を維持するため、スタートアップの投資環境等の情勢の変化に応じて、税制適格要件も柔軟に見直すべき
- 特に昨今、上場後は先行投資がしにくい等の理由から、成功するスタートアップは大型化した後に上場する傾向（SanSan、米国AirBnB等）
- 一方、税制適格のストックオプションの行使期間が10年に限定されており実態と不整合

具体策

- 税制適格ストックオプションの**行使期間を延長（例：10年→15年）**
- 最終的にはストックオプション税制について、①行使時の課税を繰り延べ、②譲渡時点で行使価格との差額を譲渡所得として申告分離課税の対象とする、など**ゼロベースでの見直しも必要**

3-2-③. 研究開発税制の見直し(1)

趣旨

- **積極投資により赤字になる企業においても、研究開発の社会的必要性**は黒字企業と変わらないが、一方で研究開発税制の適用を受けられず
- また、研究開発税制やソフトウェア会計・税制はハード中心のモノづくりを前提としており、**デジタル時代に対応しきれておらず抜本的な見直し**が必要

具体策

① 繰越控除制度の創設

- 控除限度超過額の5年間繰り越しを認める
※前年分の控除限度超過額を繰越控除できる制度が過去存在（2015年廃止）

② 「専ら」要件の撤廃

- 中小企業・ベンチャーは1人の従業員が複数職務を兼務。**試験研究の業務に従事した時間を区分計上**することを前提に「専ら」要件を撤廃
- 「情報解析専門家」も「専ら」要件が付されているため、この要件も撤廃

③ 自社利用ソフトウェアの損金処理範囲の拡大

- 将来の収益獲得または費用削減が不明確であれば損金算入

④ 自社利用ソフトウェア、市場販売用ソフトウェアの区分の見直し

- クラウドは自社利用、パッケージは市場販売、という整理自体が不自然であり、税制の混乱の根本原因

3-2-③. 研究開発税制の見直し（2）

⑤ 給付付き研究開発税制

- 創業後一定年数以内のスタートアップについて、**赤字決算の場合、試験研究費の控除割合（2～14%）分の給付を可能に**

赤字ベンチャー（新たに追加）	黒字ベンチャー（現行制度）
試験研究費の一定割合（2～14%）を 給付	試験研究費の一定割合（2～14%）を控除（法人税額の最大50%上限）

⑥ 企業における保守的な税務実務の改革

- 税務処理の妥当性について積極的に当局と協議する米国等と比較し、日本企業は否認されることを恐れて試験研究費の計上が保守的と言われており、こうした慣行を変える仕組みを検討すべき

※米国では、税専門家の助言に依拠した場合など合理的な理由がある場合はペナルティが免除される制度や、弁護士、会計士、税理士等の専門家とのコミュニケーションは税務調査等において開示する必要がないとする「Advisor's Privilege」の制度があり、類似の制度の導入など

3-2-④. 租税特別措置の適用要件の見直し

趣旨

- 研究開発税制等の租税特別措置については、大企業向けに一定の適用要件が課せられているが、産業構造が大きく変化する中で見直していくことが必要
- 具体的には、DXや人材への教育投資を促すべく、適用要件でこれらを加味

具体策

- 租税特別措置の適用要件において、**デジタル投資や教育投資の水準も加味**
- 設備投資要件については、**産業構造の変化の中でSaaS化が進展していること等の事情に鑑みた必要な見直し**

3-2-⑤. デジタル人材育成税制

趣旨

- オンライン化の進展でリモートワークなどが進み、人材育成のあり方も変化。特にバックオフィス業務やコミュニケーションツールとしてのSaaS（= Software as a Service）は、デジタル化を志向する企業にとって必須
- 企業にとってのSaaS利用は、社員のコミュニケーションや職務環境の改善を通じて、**一人ひとりの能力を直接的・間接的に向上させるという「人の育成・人への投資」**という意味合い（それゆえ、利用者数に応じた従量課金の形態をとることが多い）
- **現行のIT補助金やD X促進税制**は、人に着目した制度設計というよりは、**初期の設備投資を念頭に置いた制度設計**になっているため、**人材育成を促すための税制の構築が必要不可欠**

具体策

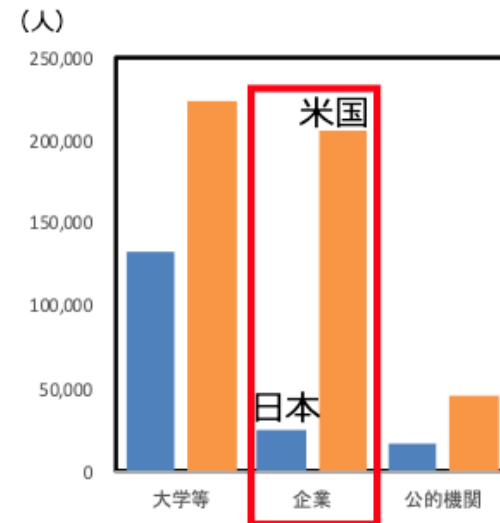
- デジタル人材の育成・投資を促進するために、**SaaS費用について税制上の優遇措置**（人材確保等促進税制への組み入れなど）

3-2-⑥. 教育投資税制創設

趣旨

- 米国等と比較した場合、日本の企業が博士号取得者を採用し辛いことに象徴されるように、**大学と企業の人材育成方針に溝**
- 社会全体で人材育成を進めるため、**経済界と教育界の往来を活発化するための施策**が必要

日米の博士号勤務先比較



(出典)文部科学省科学技術・学術政策研究所
「科学技術指標2019」を基に新経済連盟が作成

具体策

- リカレント教育等の活性化のために、**企業から大学への教育投資**（学び直しをする社会人の受入れ費用やPBL共同開発費用等）**を税額控除**（赤字繰延特例も含め）
- **人材確保等促進税制における上乗せ要件**について、**企業から大学への寄付講座や講師派遣に要した費用も対象に**（現行は自社社員の教育訓練費が対象）

3-2-⑦. AI 税制創設

趣旨

- 世界で急成長しているAIベンチャーを日本でも振興
- わが国でもより大きな枠組みでAI産業のエコシステムを形成

具体策

- AIラボ税制の創設（**AI研究所などを設立した場合、試験研究費の税額控除率を拡大**（通常14%→50%等））
- ベンチャーや中小企業において、修士号又は博士号を取得した**AI人材の給与（一定期間）の全額を税額控除**（赤字繰延特例も含め）
- ベンチャーや中小企業において、**外国の若手人材をAI人材として教育するために来日**させる場合（高度人材を除く）、その給与（一定期間）の全額を税額控除、または日本での生活支援

3-2-⑧. 暗号資産関連税制創設

趣旨

- 新たな技術であるブロックチェーンの市場を拡大しイノベーションを後押しする観点から、税制が暗号資産投資の阻害要因とならないようにする必要
- デリバティブ取引について暗号資産が税制上不利になっており、税の公平性の観点から問題
- 暗号資産に係る納税申告の負担が過大であるため、適切な申告が阻害され税収が確保されなくなる懸念

具体策

- 暗号資産のデリバティブ取引を**申告分離課税**とし、**損益通算・損失の繰越控除**を可能に
- 暗号資産の現物取引についても同様の取扱いに
- 暗号資産の取引に係る所得を**譲渡所得**に
- 暗号資産間の交換を非課税化

3-2-⑨. 外国人材に対する税制の見直し

趣旨

- 外国人材の労働環境・生活環境を改善し**企業への定着**、各企業内における**日本人職員との共生や各地域における共生**を推進する必要
- コロナ問題の影響で外国人材の来日が滞る中、より一層在留外国人材のための環境整備が重要
- 外国人（および日本人）の共生のため支出した費用負担を軽減し、共生の取組みを支援

具体策

- 外国人材の定着、日本人職員・地域コミュニティとの共生の取組み（以下のような取組み）を行っている**企業を公的に認定し法人税の優遇措置**
 - 外国人職員のキャリアパス明確化、技能水準向上・資格取得に対するサポート
 - 外国人への日本語教育支援・企業の英語化、生活支援、異文化・慣習への配慮
 - 日本人職員・地域コミュニティとの間の相互交流事業の実施
 - ※ 地方の企業に対し優遇措置を深掘りすることで、地方への外国人材誘導も可能
- **個人**が自ら外国人（日本人）との共生に向けて支出した費用（言語習得費用等）について、**所得税の特定支出控除の対象に**

3-2-⑩. 税制プロセスのデジタル化

趣旨

- 税制プロセスをデジタル化し、事務コストを低減していくべき
- 2023年に導入されるインボイス制度はコロナ禍で打撃を受けている中小企業にコスト増加を強いるおそれ

具体策

- 電子帳簿保存法の**さらなる要件緩和**を実施（スキャン画像の解像度、階調、大きさ情報の保存義務の撤廃）
- インボイス制度について、**制度の周知徹底、中小企業の事務負担への配慮**等、混乱を招かないような対応を推進
- 事務負担については、以下の措置を実施
 - クレジットカード・電子マネーの電子明細を用いてインボイスを代替
 - 電子明細をインボイス相当とみなすため、登録事業者番号をデータ保存先のクラウドサービス等に紐付け、混合税率の取引を一律10%の保守的な判定により納付

3-2-⑪. 医療・物流・通信システム革新税制創設

趣旨

- コロナ問題による社会構造の変革に対して迅速な設備投資が必要な分野（医療、物流、通信等）については、**ソフトウェア含め革新的なシステムの導入を促すためにも従来の税制を超える促進策**が急務
- デジタル投資に対して**取得価額以上の減価償却を認める**イタリアの**ハイパー償却税制**を我が国でも導入
 - イタリアのハイパー償却税制ではインダストリー4.0関連投資は以下の割合で償却可能
 - ・ 2.5百万ユーロまでの投資 : **170%**
 - ・ 2.5百万～10百万ユーロまでの投資 : 100%
 - ・ 10百万～20百万ユーロまでの投資 : 50%
- さらに、国民視点のP H Rの実現や医療分野のD Xを通じた医療サービスの新たな付加価値創出と医療機関の信頼性向上に向けた打ち手が必要

具体策

- オンライン診療等の医療システム、物流の基幹システム、通信分野の革新的システム等への投資について、**取得価額の200%分の減価償却**
- 医療情報システムベンダであって医療機関の指示ある場合に無償でのAPI開放などの**積極的な情報開示をする者向けのインセンティブ措置を創設**

3-2-⑫. 社会的投資減税

趣旨

- SDG s 推進にあたって、「**金融の回路を見直す**」ためのグローバルな潮流
 - 日本でも、機関投資家によるESGの投資基準への組み入れ、企業のESG情報開示の充実など、**上場企業においてはESG投資はメインストリーム**に
- 一方、SDG s 推進にあたっては、革新的な技術などで社会課題に挑戦する**ソーシャルベンチャーの育成やそれを取り巻く市場の整備**も重要
- この点、ソーシャルベンチャーに**社会的課題解決に向けた理念に共鳴できる個人の資金**を呼び込むことが重要
 - **イギリスの社会的投資減税**は、認証を受けた法人等に対する個人投資を税制優遇
 - 日本でも、地方自治体等による認証を受けた地域企業への資金供給を促す「地方創生SDG s 金融」の取り組みがあるが、資金供給の主体として想定されているのは地域金融機関であり、税制優遇などのインセンティブ存在せず

具体策

- **エンジェル税制に社会的投資減税特別枠**を創設
 - Community Interest companyやB corp認証のように、**定款への記載や定期的な情報開示、など一定の要件を満たしたベンチャー企業**への個人投資について、**優遇措置を拡充**（優遇措置Aの控除上限の緩和や優遇措置Bも所得控除にする等）

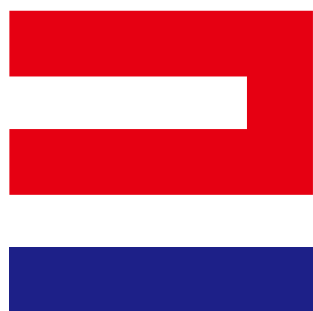
3-2-⑬. コロナ禍を契機とした共助のための税制

趣旨

- コロナ禍や度重なる災害を受け、民間同士の助け合いの重要性の認識向上
- 応援する側とされる側を媒介するデジタルプラットフォームに着目し、より多くの人の力によってコロナ問題を乗り越える必要
- また、災害救援やコロナ患者受入の医療機関への支援等、時々において必要な民間の金銭的支援を促す税制とすることが必要

具体策

- **「応援税制」の創設**
 - コロナ問題解決のためのデジタルプラットフォームを提供した**「クラウドファンディング※」「ギフティング」事業者を認定し、その費用の一部を税額控除**（赤字繰延特例を含め）
※寄付型、購入型クラウドファンディングを念頭
 - 上記スキームを活用して応援に参加した**個人や事業者も税制優遇**
- また、寄附税制の対象となる寄付先について、公益法人等だけでなく災害支援を行う法人、コロナ患者を受け入れる医療機関等を広く対象とする等、抜本的に見直し



新經濟連盟

Japan Association of New Economy